

公共下水道管路施設における管更生工事の取り扱いについて

【変更内容】

管更生工事の受注条件については、

“八尾市下水道推進工事可能業者一覧表に登載されている者”(以下「条件①」という)

かつ、

“公益財団法人「日本下水道新技術機構」(旧財団法人「下水道新技術推進機構」)の建設技術審査証明を有する受注対象となる全ての管径に適用できる管更生工法の工法協会が実施した研修又は講習を修了している者を(元請の)配置技術者とする” (以下「条件②」という)

を条件としております。

今後は、

条件①については、管更生工事の発注からは、「撤廃」します。

条件②については、(元請の)配置技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とします。

記

- ・ 下水道管路更生管理技士
(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会)
- ・ 下水道管路管理専門技士【修繕・改築部門】
(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)
- ・ 下水道管きょ更生施工管理技士
(一般社団法人 日本管更生技術協会)

以上

また、採用可能工法については、仕様書において

1. 適用工法(更生管)は、公益社団法人日本下水道協会のⅠ類またはⅡ類認定資器材として登録されている更生材料を使用する工法とする。(以下「条件③」という)
2. 受注者は、工法を採用するにあたり、工事概要を確認するとともに、地震時の地盤変位で既設管継手部に生じる変位への追従性(既設管への追従性)において公益財団法人「日本下水道新技術機構」の審査証明を得た工

法であり、「ガイドライン」※¹で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。（以下「条件④」という）としております。

今後は、

条件③については、「撤廃」します。

条件④については、

『受注者は、工法を採用するにあたり、工事概要を確認するとともに、「ガイドライン」※¹適用対象の工法とする。また、公益財団法人「日本下水道新技術機構」の審査証明を得た工法であり、「ガイドライン」※¹で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。』

に変更します。

なお、工法毎に施工方法等が大きく異なるため、採用する工法毎に、各当該工法協会の開催する技術研修を修了した者が下請を含め現場内に配置されているか施工協議等で確認させていただきます。

【適用時期】

令和 7 年度から適用開始予定です。

尚、現段階での予定であり、状況により変更となる可能性がありますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

※1 「ガイドライン」とは、管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（2017年版（公社）日本下水道協会）です。

お問い合わせ先
八尾市 下水道部下水道整備課
TEL072-924-3884